

気仙沼市 1

事業名	気仙沼市空き家改修支援事業補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)			☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)			☒ 改修・増築			☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他		

概要	気仙沼市内の空家を有効に活用し、移住及び定住の促進による本市の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空家の改修、修繕及び家財等の処分に要する費用の一部を補助する。
補助対象要件	補助対象者 以下のいずれかに該当する者 1 空き家バンク物件登録者（以下の要件に該当すること） (1) 空き家バンクに登録している(売買契約、賃貸借契約が成立していない)住宅であること (2) 補助金交付後 3 年間は、空き家バンクの物件登録を継続すること (3) 補助金交付後 3 年間は、空家を自らが使用したり、利用登録者以外の者に使用させないこと等 2 空き家バンク利用登録者（購入者・賃借者）（以下の要件に該当すること） (1) 申請日から過去 1 年以内に、空き家バンクを通して購入又は賃借した住宅であること（売買契約又は賃貸借契約を締結していること） (2) 賃貸の場合、改修等について所有者から同意を得ていること等 3 空き家バンク協力事業者（仲介業者）（以下の要件に該当すること） (1) 空き家バンクに登録している住宅であること (2) 所有者と転貸を前提とした賃貸借契約を締結し、改修等について同意を得ていること (3) 補助金交付後 3 年間は、空家を自らが使用したり、利用登録者以外の者に使用させないこと等 補助要件 以下の要件すべてに該当すること 1 申請者（申請者が個人の場合は世帯員を含む）が気仙沼市の市税等を滞納していないこと 2 申請者（申請者が個人の場合は世帯全員、申請者が法人の場合は役員を含む）が気仙沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと 3 過去にこの補助金の交付を受けた空家でないこと 4 申請者が過去 1 年以内にこの補助金の交付を受けていないこと 補助対象経費 以下のものに該当するもの 1 空家の改修、修繕費用 トイレ水洗化・洋式化、システムキッチンの設置、ユニットバスの設置（給湯器含む）、壁紙の張替え、畳の取替え、建具の交換、屋根のふき替えなど 2 空家に残っている不要な家財等の処分費用 家具、寝具、家電、その他の生活用品等の収集・運搬、処分及びリサイクル費用
補助金額等	補助対象経費の 1 / 2 以内（上限 5 0 万円）を補助。 ※1,000円未満切り捨て
補助申請期間	・対象期間：令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 3 1 日）までに補助申請される方 ※予算の範囲内で交付するため、申請状況に応じて受付を締め切ることがあります。

その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s022/20180322192508.html
お問合せ先	気仙沼市役所企画部企画課けせんぬま創生戦略室 電話：0226-52-0695

気仙沼市 2

事業名	気仙沼市空き家取得補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)	☐ 個人(賃貸)	☐ 事業者				
対象工事	☐ 新築(建設)	☐ 改修・増築	☒ 購入				
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	気仙沼市内の空家の利活用と移住・定住の促進を図るため、気仙沼市の空き家バンクに登録している空家の購入費用の一部を補助するもの。
補助対象要件	補助対象者 市空き家バンクに登録されている空家（売却価格が200万円以上の空家）の購入者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。 1 移住者 市外から本市に定住の意志を持って転入し、本補助金の申請時点において転入後1年未満の者（本市に転入前であっても、転入・定住の意志を持って空き家を購入した者を含む） 2 二地域居住者等 主な生活拠点とは別に気仙沼市に生活拠点を設け、旅行や帰省、出張等といった一時的でなく、年間通算して概ね1ヶ月以上の期間本市に滞在する、または、年間の滞在期間が概ね1ヶ月とは言えない場合であっても、継続年数が複数年に及ぶことが見込まれる者（なお三地域以上の居住形態も含まれる） 3 子育て世帯 市内在住者であって、申請年度の3月末時点において18歳以下の子どもがいる世帯 補助要件 以下の要件すべてに該当すること 1 申請者（申請者を含む家族）が居住することを目的として取得する空き家であること（ただし、居住に加え、店舗や事業所などの目的でも利用する場合は可とする） 2 申請者（世帯員を含む）が気仙沼市の市税等を滞納していないこと 3 申請者（世帯員を含む）が気仙沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと 4 過去にこの補助金の交付を受けた空き家でないこと 5 申請者が過去にこの補助金の交付を受けていないこと 補助対象経費 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに上記の要件を満たした空き家の取得に要した経費（売買契約の金額） ※年度内に支払いを完了した経費が対象となります。
補助金額等	補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）を補助。（注）1,000円未満切り捨て
補助申請期間	・対象期間：令和8年度末（令和9年3月31日）までに補助申請される方 ※予算の範囲内で交付するため、申請状況に応じて受付を締め切ることがあります。

その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s020/20180322192507.html
お問合せ先	気仙沼市役所企画部企画課けせんぬま創生戦略室 電話：0226-52-0695

事業名	浄化槽設置補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生環境の向上を図るため、浄化槽の設置に関する経費に対し補助金を交付する。
補助対象要件	公共下水道の事業計画区域、集落排水処理施設事業区域及び特定環境公共下水道津谷街処理区以外の区域で、住宅にこれから浄化槽（合併処理浄化槽）を設置する方で、以下の項目に当てはまらない方 1 浄化槽法や建築基準法に基づく届出や承認を受けずに浄化槽を設置する方 2 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方 3 住宅を販売する目的で、浄化槽付住宅を建築する方 4 過去において補助金の交付を受けたことのある住宅に浄化槽を設置する方 5 住宅を賃貸する目的で浄化槽を設置する方 6 市税を滞納している方
補助金額等	1 既存住宅 (1) 5人槽：限度額332,000円 (2) 7人槽：限度額414,000円 (3) 10人槽：限度額548,000円 ※宅内配管は、限度額300,000円 2 新築住宅 (1) 5人槽：限度額221,000円 (2) 7人槽：限度額276,000円 (3) 10人槽：限度額365,000円
補助申請期間	随時（ただし予算額に達し次第終了）
その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s028/020/010/010/020/020/1173920592558.html
お問合せ先	市民生活部生活環境課 0226-22-3417

事業名	住宅用スマートエネルギー設備普及促進事業補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	脱炭素社会の構築へ向け、家庭における二酸化炭素排出の削減を推進するため、住宅用スマートエネルギー設備を設置する方に対して補助金を交付する。						
補助対象要件	対象者 - 令和8年2月1日から令和9年1月31日までに、自らが居住する住宅に対象設備を設置し、又は対象設備が設置されている住宅を購入し居住する方 - 市内に住所を有する方 - 市税などの滞納がないこと - 住宅が自己所有でない場合は、所有者から承諾を得ていること 補助対象設備 - 太陽光発電設備（次の要件を全て満たす装置） - 住宅への設置に適したもの - 低圧配電と逆潮流有りで連携していること（電力会社と電力受給契約していること） - 契約電池の最大出力が1キロワット以上であること - 経済産業省から10キロワット未満の設備認定を受けているもの - 未使用品であること（中古品は対象外） - 定置用蓄電池（次の要件を全て満たす装置） - 太陽光発電設備と接続していること 1か所に固定して使用するもの - 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により補助対象機器に登録されるもの - 未使用品であること（中古品は対象外） - 家庭用燃料電池（エネファーム）（次の要件を全て満たす装置） - 一般社団法人燃料電池普及促進協会により補助対象機器に指定されているもの - 未使用品であること（中古品は対象外）						
補助金額等	<table> <tr> <td>1.太陽光発電設備</td><td>1 件あたり 4 万円</td></tr> <tr> <td>2.定置用蓄電池</td><td>1 件あたり 5 万円</td></tr> <tr> <td>3.家庭用燃料電池（エネファーム）</td><td>1 件あたり 5 万円</td></tr> </table>	1.太陽光発電設備	1 件あたり 4 万円	2.定置用蓄電池	1 件あたり 5 万円	3.家庭用燃料電池（エネファーム）	1 件あたり 5 万円
1.太陽光発電設備	1 件あたり 4 万円						
2.定置用蓄電池	1 件あたり 5 万円						
3.家庭用燃料電池（エネファーム）	1 件あたり 5 万円						
補助申請期間	令和8年4月1日から令和9年1月29日まで（ただし予算額に達し次第終了）						
その他							
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s028/020/010/010/070/20180328165746.html						
お問合せ先	市民生活部生活環境課 0226-22-3417						

事業名	気仙沼市不良住宅空家除却費補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	危険な状態にある空家除去を促進するため、不良住宅空家の除却に要する経費の一部を補助する。
補助対象要件	1 補助対象住宅 気仙沼市内の居住を目的とした住宅で、市の事前調査で不良住宅と判定されたもの ※以下の場合は補助の対象外となる 他の補助金や、移転補償を受けている場合 故意に住宅を破損させた場合 アパート、事務所や工場など 2 補助対象者 対象住宅の所有者で、市税の滞納がない方 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方 3 対象経費 対象住宅の除却工事費補助対象工事 (市内の業者によるもの)
補助金額等	除却に要する経費の 1 / 2 (限度額60万円)
補助申請期間	令和8年5月11日（月曜日）から（ただし予算額に達し次第終了）
その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s027/010/010/010/010/20220426180621.html
お問合せ先	市民生活部生活環境課 0226-22-3417

事業名	気仙沼市結婚新生活支援補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)			☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)			☒ 改修・増築			☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他		

概要	新婚世帯の応援として、結婚生活に関わる住居費や引越費用を補助する。
補助対象要件	補助対象世帯 - 婚姻日 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理されていること - 年齢 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること - 所得 所得証明書による夫婦の合計所得が500万円未満であること ※所得とは、年収から「給与所得控除」や「必要経費」を差し引いた後の金額です。 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、当該奨学金の年間返済額を合計所得から控除します。 - その他 ・夫婦のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと（他の地方自治体での補助を含む） ・気仙沼市の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の未納がないこと ・夫婦のいずれもが、気仙沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと 補助対象住宅 - 気仙沼市内にある住宅であること - 申請時に夫婦の双方又は一方が住民登録している住宅であること - 当該住宅の取得、賃貸、リフォーム及び引越しに係る費用について、生活保護による公的扶助又は他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと 補助対象経費 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った以下の経費が補助対象となります。 - 住宅取得費 住宅の購入費・工事請負費 - 住宅賃借費用 住宅の賃借に係る家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除します。 - リフォーム費用 住宅のリフォーム（改修・修繕）費 ※契約先は市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者に限ります。 - 引越費用 引越業者や運送業者へ支払った引越費用
補助金額等	下記1・2・3・4の費用の合計額（1,000円未満切り捨て） - 住宅取得費用 - 住宅賃借費用 - リフォーム費用 - 引越費用 (1)「夫婦ともに29歳以下の場合」…補助上限額60万円 (2)「夫婦ともに30歳以上39歳以下の場合」 または「夫婦の一方が29歳以下、もう一方が30歳以上39歳以下の場合」…補助上限額30万円

補助申請期間	令和9年3月31日まで (要件確認等が必要となるため、令和9年3月12日までにご申請ください。)
その他	申請を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。 期限内に受付を終了することがありますので、お早めにご相談をお願いします。
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s022/010/010/010/013/20180322094226.html
お問合せ先	気仙沼市企画部企画課けせんぬま創生戦略室 電話：0226-52-0695